裁 判 所職 員 定 員 法 の 一 部を改正する法 (建案 (二 閣 法第一三号)(衆議院送付) 要旨

本法 律 案 は、 下 級 裁 判 所 に おけ る 事 件の 適 正 迅 速 な処理 を図るため、 裁判 所 の 職員 の 定員を改めようとす

るものであり、その内容は次のとおりである。

裁 判 官 につ ē, 判事 の 員 数を四十二人、 判 事 補 の員数を十人増加するほ か、 これ まで沖縄 の 復 帰

に

伴う

特 別 措 置 に 関 す る 法 律 中 の 特 例 規定に基づい て 最 高 裁 判 所 規 則 で 定 め 5 れ て ŀ١ た 裁 判 官 の 員 数 を 裁 判 所 職

員 定 員 法 中に 組 み λ れ、 こ れ 5 を 通 じて 判 事 の 員数 を千五百十七人に、 判事 補 の 員 数 を 八 百四十 五 人に、

簡 . 易 裁 判 所 判 事 の 員 数 を 八 百六人に そ れ ぞ れ 改 め

<u>\_</u> 裁 判 官 以 外 の 裁 判 所 の 職 員 の 員 数を十 人増加するとともに、 これ・ まで沖縄 の 復帰に伴う特別措置 に

る 法 律 中の 特 例 規定に基づ ١J 7 最 高裁判 所規則で定められて しし た裁 判 所 の 職 員 の 員 《数三百九十 人を 裁 判 所

職 員 定員法中に組 み入れることにより、 裁 判 官以外 の裁 判 所 の 職 員 の 員数を二万二千七十三人に改める。

三、この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

関

す